

## 【解説】

### 設問Ⅰ

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業退職金共済法に基づいて運営され、単独では退職金制度を持つことがむずかしい中小企業者のための退職金準備制度であり、ポイントとして以下の5つが挙げられる。

#### ①加入対象

対象となる中小企業者は、次の基準に当てはまる企業である。

- a. 一般業種……従業員数300人以下または資本金・出資金3億円以下
- b. 卸売業……従業員数100人以下または資本金・出資金1億円以下
- c. サービス業…従業員数100人以下または資本金・出資金5,000万円以下
- d. 小売業……従業員数50人以下または資本金・出資金5,000万円以下

加入にあたっては、原則として、従業員を全員加入させなくてはならないが、期間を定めて雇われている者、試用期間中の者等は加入させなくてもよい。また、同居親族のみを雇用する事業所においても、賃金の支払があるなど、事業主との間に雇用関係が認められれば、加入させることができる。

#### ②掛金

掛金は事業主の全額負担（従業員が負担することはできない）で、月額5,000円から上限3万円（1万円未満は1,000円刻み、1万円以上は2,000円刻み）までの16種類から選択できる。なお、短時間労働者は別途、2,000円、3,000円、4,000円を選択することができる。掛金は、原則として法人の場合は全額損金に、個人事業主の場合は全額必要経費に算入することができる。なお、掛金は勤労者退職金共済機構が、生命保険会社などを通して管理運用するもので、運用利息は非課税である。

#### ③掛金の助成

新規加入の場合、原則、加入後4カ月目から1年間、掛金月額 $\frac{2}{1}$ （従業員ごとに上限5,000円）が助成される。また、掛金月額が1万8,000円以下（2万円未満）の従業員の掛金増額の場合、増額月から1年間、掛金増額 $\frac{3}{1}$ が助成される。ただし、同居の親族のみを雇用する事業主は助成の対象外となる。

#### ④退職金

退職金は、退職者に係る掛金月額と掛金納付月数に応じて自動的に定められている基本退職金に、運用収入の状況等に応じて決定される付加退職金を加えた額であり、勤労者退職金共済機構から従業員に直接支払われ、事業主に支払われることはない。また、掛金納付月数が11月以下（12月未満）の場合は支給されず、事業主に掛金が返還されることもない。

掛金月数が1年以上2年未満の場合、掛金総額を下回る。2年以上3年6カ月の場合、掛金相当額となり、3年7カ月以上で掛金総額を上回り、運用収入の状況等などにより付加退職金が加算される。

退職金の支払いには「一時金払い」「分割払い」および「併用方式」があり、60歳未満の退職者は退職金の多寡にかかわらず、分割払いを選択することはできない。5年間の全額分割払いを選択するためには、退職した日において60歳以上であり、かつ、退職金の額が80万円以上（10年間の分割払いを選択する場合は150万円以上）であることが必要である。

なお、分割払いは年4回（2月・5月・8月・11月）支払われる。

#### ⑤通算制度

従業員が転職するとき、転職後の企業も中退共加入企業である場合には、3年以内に申出をすれば通算して加入できる。転職後の企業が特定退職金共済加入企業である場合も、中退共と特定退職金共済との間で退職金引渡契約が締結されていれば通算することができる。

中退共の加入対象企業でなくなった場合は中退共を継続することはできないが、中退共から確定給付企業年金や確定拠出年金（企業型）、特定退職金共済へ資産移換することができる。

### 設問Ⅱ

#### ポイント①

親族に分散している株式を集約する方法として、後継者である長男Cさんが個人で買い取るやり方と、発行会社が買い取るやり方がある。

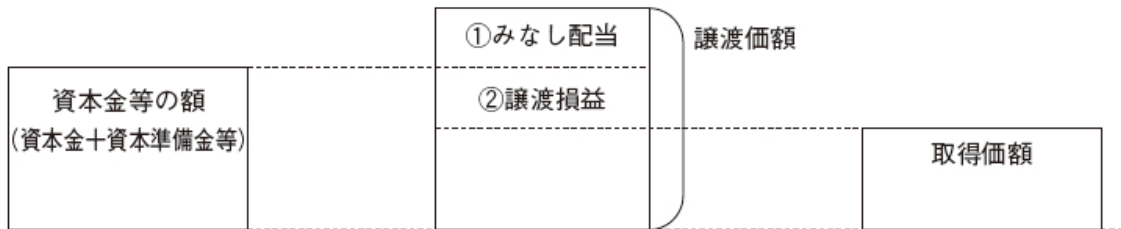
前者は個人間の株式の売買であるため、譲渡価額に注意が必要である。税務上の時価よりも低額で譲渡すると、買い取った長男Cさんに贈与税が課税される可能性がある。また、譲渡人のFさんとGさんの取得価額よりも譲渡価額が高額な場合は、FさんとGさんに譲渡所得税が課税される可能性もある。

そのため、株式を集約する際には、まず自社株を評価し、贈与税や譲渡所得税を試算したうえで、いくらかで買い取るかを定めることが大事である。ただし、税務上の時価だからといって、FさんとGさんが買い取りに応じるとは限らないため、実務上、ハンコ代として、税務上の時価に上積みした金額で買い取ることもある。

#### ポイント②

発行会社が買い取ることを、一般に金庫株という。金庫株を活用するには、会社法上、買い取り時点の分配可能額の範囲内でしか買い取りはできない。また、分配可能額が十分であっても、手元の現預金が不十分な場合、分配可能額まで買い取ってしまうと事業の運営に影響を与えてしまうので注意が必要である。

なお、個人が非上場株式をその発行会社に譲渡した場合、原則として、売却価額と当該株式に対応する資本金等の額との差額についてはみなし配当所得（総合課税となり最高49.44%（復興特別所得税を含む）の税負担）とされ、当該株式に対応する資本金等の額と取得価額との差額については譲渡所得（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）とされる。



$$\text{①譲渡価額} - \text{資本金等の額} = \text{みなし配当}$$

$$\text{②資本金等の額} - \text{取得価額} = \text{譲渡損益}$$

ただし、相続または遺贈により財産を取得した個人で、その相続または遺贈につき相続税額がある者が、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までの間にその相続税の課税価格計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡した場合は、みなし配当課税は行われず、通常の株式の譲渡と同じく、売却価額と取得価額の差額が譲渡所得（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）とされる特例がある。

また、相続税の取得費加算の適用も受けることができる。

#### ポイント③

分散した株式を集約できない場合に備えて、種類株式を活用する。種類株式とは、株主の権利についての取扱いが普通の株式とは異なる株式のことである。株主の主な権利としては、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権が挙げられるが、これらの権利内容について、定款に定めることで異なった取扱いにすることができる。種類株式の種類は下表のとおりである。

	種 類	内 容
①	譲渡制限株式	株式の譲渡に会社の承認が必要な株式（承認する機関は株主総会（取締役会設置会社の場合は取締役会）、ただし、定款に別段の定めがある場合は定款で定める機関）
②	配当優先株式	ほかの株式より剰余金の配当に関する権利が優先する株式
	配当劣後株式	ほかの株式より剰余金の配当に関する権利が劣後する株式
③	残余財産分配優先株式	ほかの株式より清算時の残余財産の分配が優先する株式
	残余財産分配劣後株式	ほかの株式より清算時の残余財産の分配が劣後する株式
④	議決権制限株式	株主総会において決議に参加できない事項のある株式
⑤	取得請求権付株式	株式の買取りを会社に請求できる株式
⑥	取得条項付株式	一定の事由が発生した場合に会社が取得できる株式
⑦	全部取得条項付株式	株主総会の特別決議で会社が全部を取得できる株式
⑧	拒否権付株式	特定の事項につき拒否権がある株式（黄金株）
⑨	取締役・監査役選任（解任）権付株式	当該株式所有者のみの株主総会で取締役や監査役を選任（解任）する株式

種類株式は事業承継に絡む諸問題の解決に有効な手段となり得るが、活用する際にはその組み合わせが重要になる。たとえば、議決権制限株式を発行する場合、その株式を配当優先株式や取得請求権付株式にしておけば、経営に参画できないという株主の不満を緩和することができる。

種類株式を発行するには、種類株式の内容および発行する数（発行可能種類株式総数）を定款に定めて登記する。この際に株式の内容については定款にその要綱のみを定めておき、種類株式を発行するまでに株主総会（または取締役会）で詳細な事項を決定することができる。

なお、定款を変更するには、株主総会の特別決議が必要となる。特別決議は、原則として議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成で成立する。

つまり、同族株主全体で3分の2以上の株式を保有している場合、同族株主の間で喧嘩さえしなければ、定款を変更し、種類株式を発行することができる。

ただし、定款変更により種類株式を追加することで、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、さらにその種類の種類株主による株主総会（種類株主総会）の特別決議（株式が定款変更により譲渡制限株式に変わる場合は特殊決議）が必要となる。

#### ポイント④

相続人等に対する売渡請求とは、会社は定款の定めにより、相続等の一般承継により譲渡制限株式を取得した者に対し、その株式を会社に売り渡すことを請求できることである。

X社の場合、FさんとGさんは会社の経営には関与していない。万が一、FさんやGさんに相続が発生し、その子供たちに株式が渡った場合、ますます株主総会の運営や株式の買取交渉などが難航する可能性があるため、そのような事態は避けたい。そこで、相続人等に対する売渡請求制度を利用し、相続の発生を機にX社が相続人であるFさんやGさんの子供たちから自社株を買い上げることとする。

なお、実行の際には以下の点に注意する必要がある。

- ① 株主総会の特別決議が必要
- ② 剰余金分配可能額を超える買取はできない
- ③ 売渡請求、価格協議不成立時の裁判所への売買各決定の申立てにはそれぞれ請求期限がある（売渡請求は相続等があったことを知った日から1年以内、裁判所への売買価格決定の申立ては売渡請求の日から20日以内）。
- ④ 会社の意思決定をコントロールできない場合、現社長Aさんから長男Cさんへの株式の相続についても、売渡請求が行われる可能性がある（売渡請求される者は、株主総会で議決権を行使できないため、少数株主の決議で売渡請求が行われる恐れがある）。

#### ポイント⑤

安定株主対策として従業員持株会と中小企業投資育成株式会社の活用が考えられる。

従業員持株会であれば資金負担は従業員であり、かつ、配当還元価額で税務上問題なく取得できるので、負担額も限定的になる。X社における従業員持株会設立のメリットおよびポイントとしては以下のことが挙げられる。

- 基本的に会社と対立しない安定株主となる。
- 退職と同時に会員資格を喪失する旨の規定を盛り込んでおけば、株式の社外流出の懸念を払拭できる。
- 配当によるインカムゲインを主眼としておき、退職時の買取価額についてはキャピタルゲインを排除した規定を盛り込んでおけば安定した運営が可能になる。
- 配当圧力が強くなる。
- 資本参加の度合いによっては会社運営に対して従業員の発言力が強まる。

なお、従業員持株会の持株割合は、一般に15%程度にとどめてくケースが多い。

中小企業投資育成株式会社は、投資事業を行う半官半民のベンチャーキャピタルであるが、原則として経営に関与せず、役員派遣などもなく、株主権の行使については会社の意向にある程度従うため、安定株主として捉えることもできる。

ただし、中小企業投資育成株式会社へは現在所有している株式の売却ができず、新たに株式等を割当発行することになる。中小企業投資育成株式会社への新株式等の発行価額は、一般に相続税評価額よりも低い。したがって、中小企業投資育成株式会社の活用により、オーナーの所有株式数を直接減少させることはできないが、相続税評価額よりも低い価額で増資等する結果、1株当たりの相続税評価額が下がり、オーナーの所有する自社株評価の総額を引き下げることが可能である。

なお、投資を受ける会社は、原則として資本金3億円以下の株式会社であることが要件とされる。

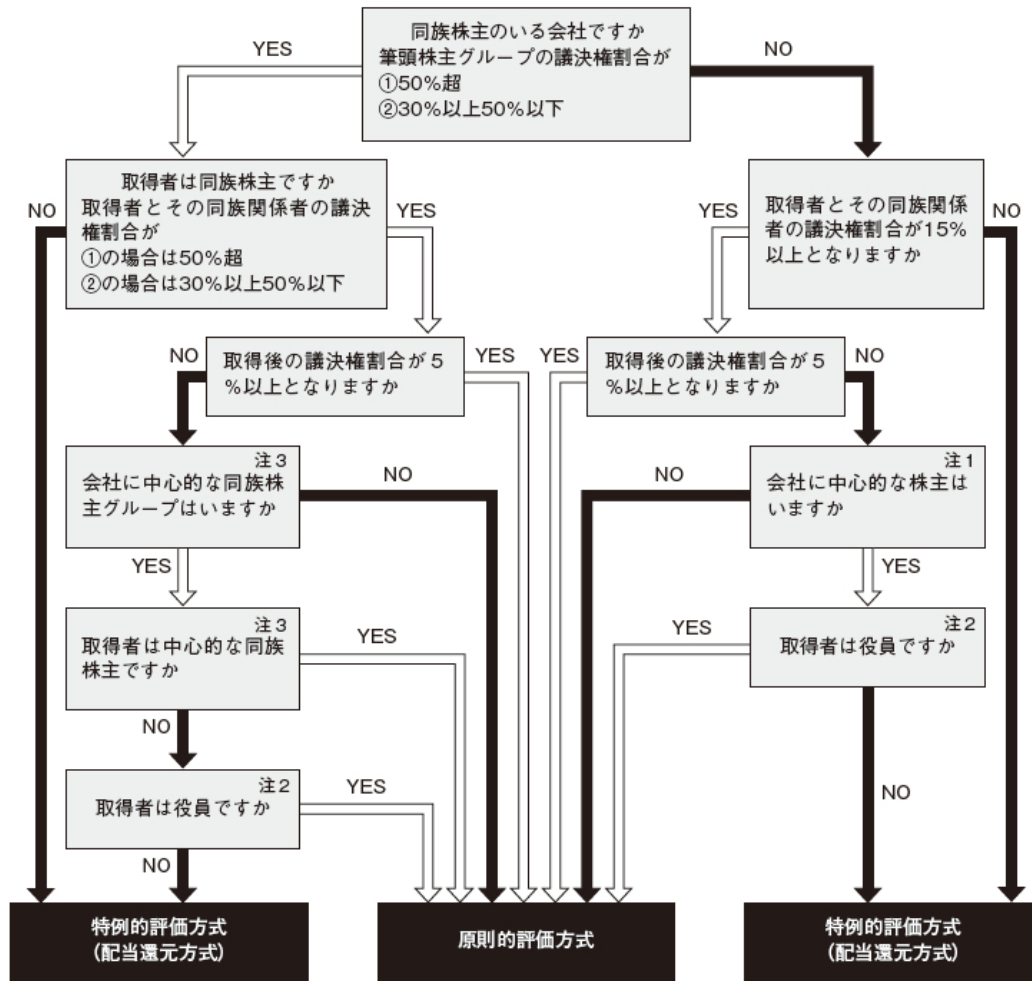
### 設問Ⅲ

(1)

#### ポイント①

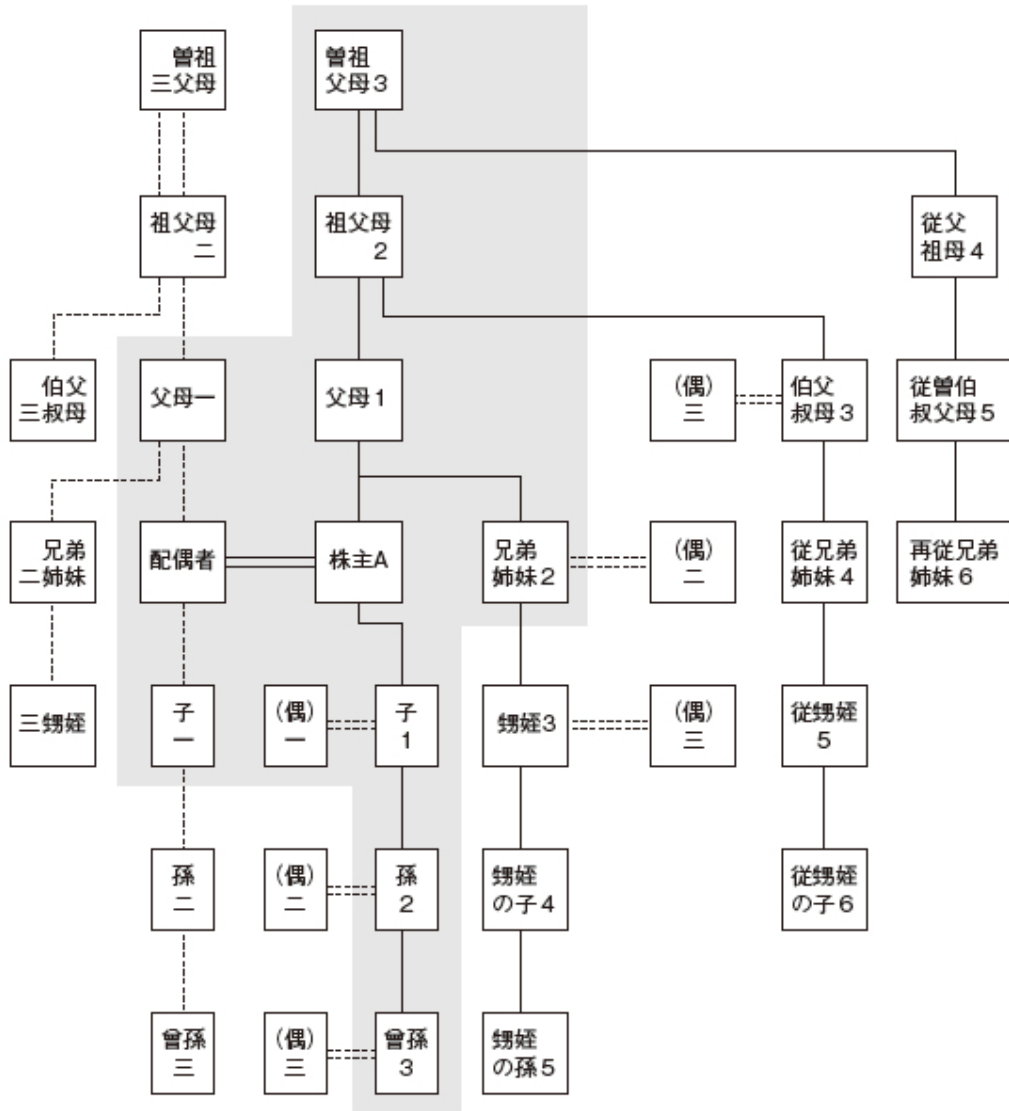
非上場株式の評価は、まず対象会社の株主を、支配権のあるまたは関係する同族株主と、経営にほとんど関与しない同族株主以外の株主に区分し、相続・贈与等により非上場株式を取得した者がいずれの株主に該当するかで評価方法が異なっている。

〔図表〕 株主による評価方式の判定



(注) 1. 中心的な株主とは、株主1人とその同族関係者の議決権割合が15%以上である株主グループのうち、単独で10%以上保有する株主がいる場合のその株主をいう。  
 2. 課税時期に役員である場合のほか、課税時期の翌日から法定申告期限までに役員となる場合を含み、役員とは社長・副社長・代表取締役・専務取締役・常務取締役・監査役などをいう（平取締役・使用人兼務役員は除く）。

〔図表〕「中心的な同族株主」の判定の基礎となる同族株主の範囲



- (注) 1. アラビア数字は血族、漢数字は姻族を、(偶)は配偶者を示している。  
 2. 親族の範囲……親族とは①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族をいう。  
 3. 株主Aについて判定する場合、アミの部分为中心的な同族株主の範囲となる。

①同族株主が取得した株式

原則として、会社の実態を反映する「原則的評価方式」により評価する。また、原則的評価方式においては、対象会社を従業員数・総資産価額・取引価額の3つの要素により大会社・中会社・小会社に区分し、大会社の場合は「類似業種比準方式」（純資産価額方式も選択可）、中会社の場合は「併用方式」（純資産価額方式も選択可）、小会社の場合は「純資産価額方式」（併用方式も選択可）を原則として適用する。

〔図表〕 会社規模の判定

区分の内容		直前期末における総資産価額 (帳簿価額によって計算した金額) および従業員数	直前期末以前 1年間に おける取引金額	会社規模の区分	
直前期末以前1年間に おいて従業員数が70人 以上の会社または右の いずれか1つに該当す る会社	卸売業	20億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	30億円以上	大会社	
	小売・サービス業	15億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	20億円以上		
	上記以外の業種	15億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	15億円以上		
直前期末以前1年間に おいて従業員数が70人 未満の会社で右のい ずれか1つに該当する 会社	卸売業	4億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	7億円以上 30億円未満	中 会 社 (大) L=0.90	中 会 社
	小売・サービス業	5億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	5億円以上 20億円未満		
	上記以外の業種	5億円以上(従業員数35人 以下の会社を除く)	4億円以上 15億円未満		
	卸売業	2億円以上(従業員数20人 以下の会社を除く)	3億5,000万円以上 7億円未満	中 会 社 (中) L=0.75	
	小売・サービス業	2億5,000万円以上(従業員数 20人以下の会社を除く)	2億5,000万円以上 5億円未満		
	上記以外の業種	2億5,000万円以上(従業員数 20人以下の会社を除く)	2億円以上 4億円未満		
	卸売業	7,000万円以上(従業員数5人 以下の会社を除く)	2億円以上 3億5,000万円未満	中 会 社 (小) L=0.60	
	小売・サービス業	4,000万円以上(従業員数5人 以下の会社を除く)	6,000万円以上 2億5,000万円未満		
	上記以外の業種	5,000万円以上(従業員数5人 以下の会社を除く)	8,000万円以上 2億円未満		
	卸売業	7,000万円未満または従業員数 が5人以下の会社	2億円未満	小 会 社 L=0.50	
	小売・サービス業	4,000万円未満または従業員数 が5人以下の会社	6,000万円未満		
	上記以外の業種	5,000万円未満または従業員数 が5人以下の会社	8,000万円未満		

(注) 「総資産価額」とは、原則として貸借対照表の資産の部の合計額、「取引金額」とは、年間売上高と考えると差し支えない。

〔図表〕 非上場株式の評価方法の判定

		同族株主が取得	同族株主以外の者が取得	
		原則的評価方式 ①が原則、②の選択も可能	特例的評価方式	
会社規模	大会社	①類似業種比準価額 ②純資産価額	配当還元価額 ただし、原則的評価方式の ほうが低い場合は、原則的評価 方式による。	
	中 会 社	大		①類似業種比準価額×90%+純資産価額×10% ②純資産価額
		中		①類似業種比準価額×75%+純資産価額×25% ②純資産価額
		小		①類似業種比準価額×60%+純資産価額×40% ②純資産価額
	小会社	①純資産価額 ②類似業種比準価額×50%+純資産価額×50%		

②同族株主以外の株主が取得した株式

会社の実態とは直接に関係しない過去の配当実績を基礎とした「特例的評価方式」(配当還元方式)により評価する。

純資産価額方式は、課税時期に会社を解散して会社財産を処分し清算する場合に、いくらの払い戻しがあるかを算出し、これを評価額とする方式である。相続税評価額ベースの純資産価額から、含み益37%相当額(法人税等相当額)を控除して求める。

$$\text{純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の37\%相当額}}{\text{発行済株式数（自己株式を除く）}}$$

(注) 評価差額＝相続税評価額による純資産価額－簿価純資産価額

したがって、所有する土地や株式等の含み益が多い会社や、内部留保が厚い会社は、自社株評価額が高くなる。

#### ポイント②

類似業種比準方式は、対象会社の事業内容と類似する事業を営んでいる上場会社の株価を基準とし、対象会社の株式の評価額を求める方式である。会社の評価は、事業内容、資本系列、経営者の手腕、会社の将来性など、数多くの要素に基づいて形成されるが、そのうち数値化できる「配当」「利益」「簿価純資産」の3要素に着目して評価する。

なお、上場会社と比較することを考慮して、対象会社の規模に応じて、大会社70%、中会社60%、小会社50%の斟酌率を乗じて評価する。

$$\text{類似業種比準価額} = A \times \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \times \text{斟酌率} \times \frac{\text{1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}$$

斟酌率 大会社70%、中会社60%、小会社50%

- A 類似業種の株価（前3カ月の各月、前1年間の平均および前2年間の平均のうち最も低い金額）
- B 類似業種の1株当たり年配当金額
- C 類似業種の1株当たり年利益金額
- D 類似業種の1株当たり簿価純資産価額
- b 評価会社の1株当たり年配当金額（前2年間の平均）
- c 評価会社の1株当たり年利益金額（直前期1年間または前2年間の平均）
- d 評価会社の1株当たり簿価純資産価額（直前期末）

- (注) 1. A、B、C、Dは国税庁が発表（国税庁ホームページで確認可能）  
 2. b、c、dは、1株当たり資本金等の額を50円に引き直して計算した数値。  
 3. 各分數式ごとに小数点以下第2位未満切捨て、最終数字は円未満切捨て。  
 4. 1株当たり資本金等の額は自己株式を除いた額。

したがって、会社の業績の反映である「配当」「利益」「簿価純資産」の高い会社は自社株評価額が高くなる。

#### ポイント③

併用方式は、類似業種比準方式と純資産価額方式で算出したそれぞれの評価額に一定の割合（Lの割合）を加味して評価額を求める方式である。

$$\text{併用方式による評価額} = \text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1 - L)$$

(注) Lの割合

中会社（大）90%、中会社（中）75%、中会社（小）60%、小会社50%

Lの割合は会社規模により決定されるが、大会社に近いほどLの割合は高くなり、類似業種比準価額のウェイトが高くなる。

#### ポイント④

配当還元方式は、過去の配当実績を基礎として評価額を求める方式である。

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式の年配当金額（前2年間の平均）}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たり資本金等の額}}{50\text{円}}$$

- (注) 1. その株式の年配当金額は、1株当たり資本金等の額を50円に引き直して計算した数値。  
 2. 1株当たり資本金等の額は自己株式を除いた額。

なお、「その株式の年配当金額」とは、課税時期直前2年間の配当金額から特別配当や記念配当等を除外した金額の年平均となる。また、1株当たり資本金等の額を50円に引き直した平均額が2円50銭未満もしくは無配の場合は、2円50銭とする。つまり、配当還元価額の最低額は1株当たり資本金等の額の2分の1ということになる。ただし、原

則的評価方式の方が低い場合は、原則的評価方式により評価する。

#### ポイント⑤

役員退職金の支給については、適正額に注意する必要がある。法人税法上、役員退職金が不相当に高額であると認められる場合は、その部分については損金として認められない。

役員退職金の適正額は、役員退任時の最終報酬月額を基礎として算出するのが一般的である（功績倍率方式）。

$$\text{役員退職金の適正額} = \text{退任時の最終報酬月額} \times \text{役員在籍年数} \times \text{功績倍率}^{(注)}$$

(注) 功績倍率は規模や業種等によって異なる。功労加算金を規定している場合もある。

上記のような算定式、役員退職金規程等に規定し、実際に役員報酬を支給するには株主総会決議や取締役会決議を行い、それぞれの議事録を残すことが大事である。

(2)

#### ポイント①

X社の他の役員との兼ね合いで単純に後継者のみ役員報酬の増額が難しい場合は、長男Cさんを代表取締役とした不動産管理会社を設立し、X社の不動産を管理することで、X社以外の法人からも役員報酬を得ることが考えられる。

また、経営承継円滑化法に基づいて、都道府県知事の認定を受けると、後継者が自社の株式を買い取るための資金として、日本政策金融公庫から融資を受けることができる。

生命保険には、相続発生時における生命保険金の非課税金額（500万円×法定相続人の数）があるため、納税資金確保のため、生命保険を活用する。

個人の金融資産を減らさないために、個人で加入するのではなく、法人が経営者を被保険者として生命保険に加入する方法もある。定期保険を利用した場合、保険契約の内容及び法人の支払う保険料が適正な金額であれば、その保険料は損金算入できる。実際に経営者が亡くなった場合は、保険会社からいったん法人に保険金が入り、法人税の計算上は益金に算入される。また、その金額のうち社内規程で決められた金額分まで、受け取った保険金の中から死亡退職金としての支払いができる。この金額が税務上妥当であれば、法人税の計算上は損金算入できる。

#### ポイント②

事業承継税制には「一般措置」と「特例措置」の2つがあるが、現状、適用可能であれば「特例措置」の方が有利である。

##### ① 非上場株式についての相続税の納税猶予（一般措置）

後継者（経営承継相続人等）が、相続または遺贈により認定承継会社の非上場株式等を取得した場合、後継者が納付すべき相続税額のうち、特例の対象となる非上場株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税額について後継者の死亡等の日までに納税が猶予される。

特例の対象となる非上場株式等の数（以下「特例非上場株式等」という）は、後継者が相続開始前から既に保有していたものを含めて、その認定承継会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限られ、次のa～cの数をもとに表の区分に応じた数が限度となる。

#### 特例の対象となる非上場株式等の数

- a…後継者が相続等により取得した非上場株式等の数
- b…後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数
- c…相続開始直前の発行済株式等の総数

区 分		特例の対象となる非上場株式等の数の限度数
イ	$a + b < c \times 2 / 3$ の場合	後継者が相続等により取得した非上場株式等の数 (a)
ロ	$a + b \geq c \times 2 / 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から後継者が相続開始前から保有する非上場株式等の数を控除した数 ( $c \times 2 / 3 - b$ )

(※) 非上場株式等・発行済株式等・特例非上場株式等は、議決権に制限のないものに限る。

#### ・適用要件

##### a. 被相続人（先代経営者）の要件

- 認定承継会社の代表者であったこと
- 死亡の直前において、同族関係者と合わせた議決権数の合計が、認定承継会社の総議決権数の50%を超え、かつ、その同族関係者内で経営承継相続人等を除き筆頭株主であること
- その他一定の要件を満たすこと

##### b. 相続人等（経営承継相続人等（後継者））の要件

被相続人から相続または遺贈により認定承継会社の非上場株式等を取得した個人で、次の要件のすべてを満たす者（1つの会社で適用される者は1人に限る）

- 相続開始の直前に認定承継会社の役員であること（被相続人が70歳未満で死亡した場合を除く）
- 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において認定承継会社の代表権を有していること

- 相続開始時において同族関係者と合わせた議決権数の合計が、認定承継会社の総議決権数の50%を超え、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること
- 相続税の申告書の提出期限まで相続等により取得した認定承継会社の株式等の全部を有していること
- その他一定の要件を満たすこと

c. 認定承継会社の要件

原則として相続開始後8か月以内に経営承継円滑化法に規定する都道府県知事の認定を受けた会社で、相続開始時において次に掲げる要件のすべてを満たすもの

- 常時使用従業員の数が1人以上であること
- 資産管理会社（資産保有型会社または資産運用型会社）に該当しないこと
- 非上場会社であること
- 中小企業者であること
- 風俗営業会社に該当しないこと
- その他一定の要件を満たすこと

なお、後述する贈与税の納税猶予適用後に贈与者が死亡し、相続税の納税猶予に切り替える場合には、中小企業者であることおよび非上場会社であることの要件は撤廃された。

d. 事業継続要件（経営承継期間）

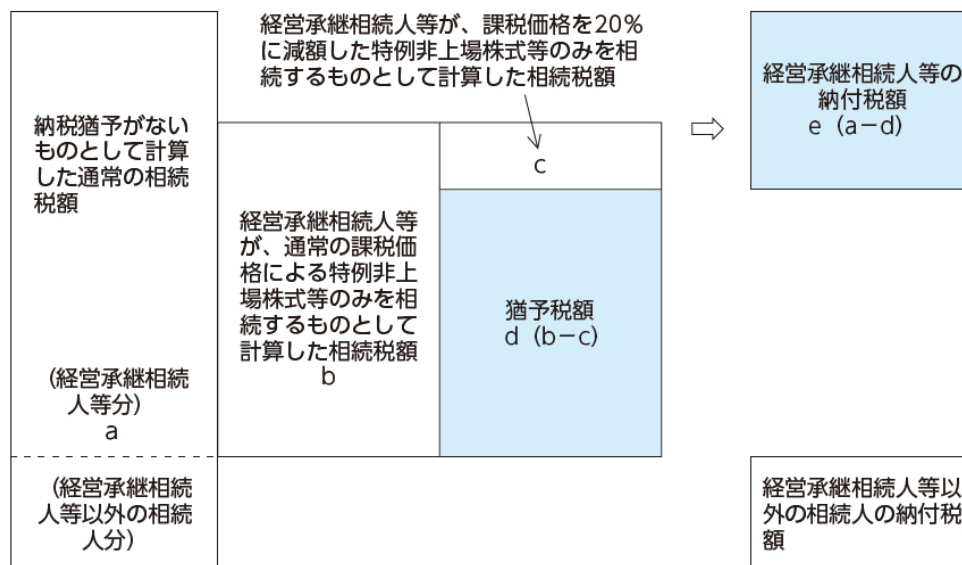
相続税の申告期限後5年間は、原則として次の要件を満たさなければならない。

- 経営承継相続人等が代表者であること
- 雇用の8割以上（1人未満の端数は切捨て、相続開始時の常時使用従業員数が1人の場合には1人とする）を維持すること。なお、この判定は、2015年1月1日以後に開始した相続等については、申告期限から1年ごとの毎年の基準日における5年間の平均人数により判定する
- 納税猶予の適用を受けた認定承継会社株式のすべてを継続して保有すること

・ 猶予税額および納付税額の計算

経営承継相続人等以外の相続人などの取得財産は不変としたうえで、経営承継相続人等の猶予税額および納付税額は次の算式により計算する。

〔図表〕 非上場株式等に係る相続税の納税猶予（一般）における猶予税額の計算  
【納税額と猶予税額】



(※) b, cは、経営承継相続人等以外の相続人等の取得財産は不変として計算する。

- a) 納税猶予がないものとして計算した通常の相続税額
- b) 経営承継相続人等が、通常の課税価格による特例非上場株式等のみを相続するものとして計算した相続税額
- c) 経営承継相続人等が、課税価格を20%に減額した特例非上場株式等のみを相続するものとして計算した相続税額
- d) 猶予税額  $b - c$
- e) 納付税額  $a - d$

・ 申告手続・担保の提供・継続届出書

納税猶予の適用を受ける場合には、原則、相続開始の日の翌日から8か月以内に都道府県知事の認定を受けるための申請をし、その認定をもとに相続税の申告書の提出期限までに申告書を提出して、納税猶予の適用を受ける旨を記載しなければならない。また、申告書の提出とともに、猶予税額に相当する担保を提供しなければならない。その際、特例非上場株式等のすべてを担保に提供した場合、その価額がその猶予税額に満たない時であっても、猶予税額に相当する担保が提供されたものとみなされる。

なお、経営承継相続人等は、経営承継期間（5年間）内は毎年、その後は3年ごとに継続届出書を税務署長に

提出しなければならない。

#### ・猶予税額の免除

次のいずれかに該当した場合、猶予税額は免除される。

- a) 経営承継相続人等が特例非上場株式等を死亡時まで保有し続けた場合
- b) 経営承継相続人等が、経営承継期間（5年間）内に、身体障害等やむを得ない理由により代表者でなくなった場合で、次の経営者に自社株式を贈与し贈与税の納税猶予を受ける場合
- c) 上記以外で、経営承継期間（5年間）経過後における次の場合
  - i. 破産手続開始の決定または特別清算開始の命令があった場合
  - ii. 同族関係者等以外の者へ保有する特例非上場株式等を一括譲渡した場合で、その譲渡対価または譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額を免除
  - iii. 贈与税の納税猶予の適用を受ける経営承継受贈者（次の後継者）へ特例非上場株式等の贈与をした場合など

なお、上記 i、ii において過去5年間の経営承継相続人等および経営承継相続人等と生計を一にする者に対して支払われた配当および過大役員給与等に相当する額は免除されない。

#### ・猶予税額の納付

- a) 経営承継期間（5年間）内に、経営承継相続人等が代表権を有しなくなる等、認定取消事由（事業継続要件を満たさない）に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。
- b) 経営承継期間（5年間）経過後において、特例非上場株式等の譲渡等をした場合には、特例非上場株式等の総数に対する譲渡等をした特例非上場株式等の数の割合に応じて猶予税額を納付する。また、資産管理会社に該当することになった等、一定の場合には猶予税額を全額納付する。
- c) その他、継続届出書を提出しなかった場合、担保の変更に応じなかった場合等には納税猶予の期限が確定し、猶予税額の全額を納付する。

#### ・利子税の納付

上記により、猶予税額の全部または一部を納付する場合には、法定申告期限からの期間に係る利子税を併せて納付することになる。なお、2015年1月1日以後の相続等については、経営承継期間（5年間）経過後に猶予税額の全部または一部を納付する場合においては、その期間中の利子税は免除されることとされている。

#### ・担保の提供

納税猶予の適用を受けるためには、猶予税額に相当する担保を提供しなければならない。その際、特例非上場株式等のすべてを担保に提供した場合には、その価額がその猶予税額に満たない時であっても、猶予税額に相当する担保が提供されたものとみなされる。

#### ・ほかの特例との関係

非上場株式等について相続税の納税猶予を適用する場合でも、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を適用することができる（完全併用可能）。

### ポイント③

#### ② 非上場株式についての贈与税の納税猶予（一般措置）

後継者（受贈者）が、認定贈与承継会社の代表権を有していた者から、その会社に係る非上場株式等の全部または一定以上の贈与を受けた場合には、特例の対象となる非上場株式等の贈与に係る贈与税の全額について、その先代経営者（贈与者）の死亡の日まで納税が猶予される。その後、贈与者が死亡した場合には、保有し続けた特例受贈非上場株式等の猶予税額が免除され、その特例受贈非上場株式等は相続により取得したものとみなして相続税の課税対象（評価額は贈与時の評価額）となる。この場合、一定の要件を満たせば、前述の相続税の納税猶予を適用することができる。

なお、本制度は、暦年課税制度および2017年1月1日以後の贈与については相続時精算課税制度を適用できる。

特例の対象となる非上場株式等の数は、後継者が贈与前から既に保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に対応する贈与税額を上限（つまり、贈与時に受贈者が既に3分の2を保有していた場合、本特例の対象となる株式等はない）とし、次のa～cの数をもとに表の区分に応じた数が限度となる。

### 特例の対象となる非上場株式等の数

- a…贈与者（先代経営者）が贈与直前に保有する非上場株式等の数  
 b…受贈者（後継者）が贈与前から保有する非上場株式等の数  
 c…認定贈与承継会社の贈与直前の発行済株式等の総数

区分	特例の対象となる非上場株式等の数の限度数
イ a + b < c × 2 / 3 の場合	贈与者が贈与直前に保有する非上場株式等の数 (a)
ロ a + b ≥ c × 2 / 3 の場合	発行済株式等の総数の 3 分の 2 から受贈者が贈与前から保有する非上場株式等の数を控除した数 (c × 2 / 3 - b)

(※) 非上場株式等・発行済株式等・特例非上場株式等は、議決権に制限のないものに限る。

なお、この特例の適用を受けるためには、上表イに該当する場合は限度数の全部、ロに該当する場合は限度数以上の数の非上場株式等を贈与しなければならない。

#### ・適用要件

##### a. 先代経営者（贈与者）の要件

- 認定贈与承継会社の代表者であったこと
- 贈与時において代表権を有していないこと
- 同族関係者と合わせた議決権数の合計が、認定贈与承継会社の総議決権数の50%を超え、かつ、その同族関係者内で経営承継受贈者を除き筆頭株主であること
- その他一定の要件を満たすこと

##### b. 後継者（受贈者）の要件

贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等を取得した個人で、贈与時において次の要件のすべてを満たす者（1つの会社で適用される者は1人に限る）。

- 贈与時に認定贈与承継会社の代表者であること
- 贈与日現在18歳以上であり、かつ、役員就任から継続して3年以上経過していること
- 贈与時に同族関係者と合わせた議決権数の合計が、認定贈与承継会社の総議決権数の50%を超え、かつ、その同族関係者内で筆頭株主となること
- その他一定の要件を満たすこと

##### c. 認定贈与承継会社の要件および事業継続要件（経営贈与承継期間）

基本的に、相続税の納税猶予と同じである。

#### ・猶予税額の免除・納付・利子税・担保の提供への対応等

基本的に、相続税の納税猶予と同じである。

なお、本制度の適用を受けて贈与税の納税猶予を受けている現経営者（たとえば、創業経営者から贈与を受けた2代目経営者）が、経営承継期間（5年間）経過後で創業経営者が存命中に、次の経営者（たとえば、3代目経営者）に自社株式を贈与する場合であっても、次の経営者が本制度の適用を受ける場合には、現経営者の猶予税額が免除される。

### ポイント④

#### ③ 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予（特例措置）の創設と概要

2018年4月1日から2024年3月31日までの間に、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた特例承継計画を都道府県に提出し、認定を受けた特例認定承継会社の代表権を有していた者から特例後継者が2027年12月31日までの間に贈与または相続・遺贈により特例認定承継会社の株式を取得した場合に適用される。特例の概要は、次の通りに整理できる。ただし、現行制度（一般措置）がなくなったわけではない。

なお、2023年10月時点では2024年税制改正で特例措置の延長が議論されている。

#### ・特例後継者

特例認定承継会社の特例承継計画に記載された特例認定承継会社の代表権を有する後継者であって、同族関係者のうち、特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者をいう。

#### ・特例認定承継会社

2018年4月1日から2024年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいう。

#### ・特例承継計画

認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいう。

・一般措置との相違点

一般制度との相違点は、次のとおりに整理できる。

- ① 納税猶予の対象株式数  
取得したすべての株式
- ② 納税猶予の対象税額  
相続税：非上場株式等に係る課税価格の全額に対応する額  
贈与税：非上場株式等に係る課税価格の全額に対応する額（一般制度同様）
- ③ 後継者の要件  
1つの会社で適用される後継者は、最大3人に拡大する。  
確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者は、相続開始の直前において役員でない場合でも適用できる。
- ④ 先代経営者の要件  
特例経営承継期間内に申告期限が到来するものに限り、先代経営者以外の者（すなわち複数人）から取得する株式も特例の対象とする。なお、一般制度についても同様に特例の対象とする。
- ⑤ 雇用確保要件  
雇用確保要件を満たさない場合であっても納税猶予は継続する。ただし、その満たせない理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る）を都道府県に提出しなければならない。
- ⑥ 譲渡、合併、解散等（猶予期限の確定事由）による納付税額  
経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例経営承継期間（5年）経過後に、譲渡、合併、解散をするとき等には、原則としてその時の相続税評価額を基に再計算し差額を免除する。
- ⑦ 相続時精算課税の適用  
特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年の1月1日において18歳以上である者に限る）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、適用を受けることができる。